

六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）の修正の要旨

1. 修正の概要

六ヶ所村地域防災計画（原子力編）（以下、「村計画」という。）については、平成5年に策定して以降、国の防災体制の枠組みの変更、青森県地域防災計画（原子力編）（以下、「県計画」という。）の修正等に合わせて修正を行ってきたところである。

今回の修正は、前回修正（平成26年6月）後、核燃料施設等に係る防護対策、原子力災害医療体制の整備等を反映した原子力災害対策指針の改正内容等や、平成30年3月に修正された県計画の内容、また、村の組織改正等の内容を踏まえ、村計画を修正した。

2. 主な修正項目

（1）地域防災計画（原子力編）から（原子力災害対策編）への名称の変更

（県計画（平成30年3月修正）の反映）

- ・ 村地域防災計画の他の災害対策編との整合を図り、名称を原子力編から原子力災害対策編へ修正

【第1章第2節「計画の性格」】

（2）核燃料施設等に係る防災対策の具体化

（原子力災害対策指針（平成29年3月22日及び7月5日改正）の反映）

①サイクル施設（MOX燃料工場含む）等について以下の項目を追記

- ・ MOX燃料加工施設の災害想定

【第1章第5節「計画の基礎とするべき災害の想定」】

- ・ 原子燃料サイクル施設、六ヶ所保障措置センターにおける原子力災害対策重点区域

【第1章第6節「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲」】

②再処理工場及び東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域に「鷹架」を追加

理由：地区内に住所を置く住民はいないものの、温泉施設、商業施設、公園など、災害時に配慮が必要な施設があるため

【第1章第6節「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲」】

（3）情報収集事態について記載

（原子力災害対策マニュアル（平成27年6月19日改訂）の反映）

- ・ 情報収集事態の内容と、情報収集事態となった場合の村の体制、活動内容等を追記

【第1章第7節「原子力災害対策重点区域における緊急事態区分等
に応じた防護措置の準備及び実施」】

【第3章第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保」】

(4) 避難退域時検査・簡易除染の実施

(原子力災害対策指針(平成27年8月26日改正)の反映)

- ・ 原子力災害対策本部は、避難退域時検査及び簡易除染の実施について、地方公共団体に指示することを追記
- ・ 県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力災害医療協力機関等の支援の下、避難退域時検査及び簡易除染を実施することを追記
- ・ 村は、県等関係機関が実施する避難退域時検査及び簡易除染に協力することを追記

【第3章第4節「屋内退避、避難収容等の防護活動」】

(5) 被ばく医療から原子力災害医療への名称の変更

(原子力災害対策指針(平成27年8月26日改正)の反映)

【第2章第11節「救急・救助、医療、消火及び防護資機材等の整備」】

【第3章第9節「救急・救助、消火及び医療活動」】

(6) 予測的手法から実測値の重視へ

(原子力災害対策指針(平成27年4月22日改正)の反映)

- ・ 実測値に基づき避難や一時移転を判断することから、予測的手法関係(緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDIネットワークシステム))等に関する事項の見直し

【第1章第8節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」】

【第3章第10節「住民等への的確な情報伝達活動」】

(7) 自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方

(原子力災害対策関係府省会議(平成29年7月24日)の反映)

- ・ 村は、原子力災害が発生している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示等を行うことが可能であることを追記
- ・ 地震、津波、暴風雪、その他の自然災害との複合災害の場合における対応に関する追記

【第3章第4節「屋内退避、避難収容等の防護活動」】

(8) 村災害対策本部等の機能強化

(県防災対策強化検討委員会検討結果及び青森県地域防災計画の修正を反映)

- ・ 村災害対策本部の機能強化のため、災害へ対処する態勢の見直しを行い、非常態勢、警戒態勢及び準備態勢の基準を明確化
- ・ 村災害対策本部に準じた組織を明確化するため、村災害警戒本部及び村災害情報連絡会議の体制等を追加

【第3章第3節「活動体制の確立」】

【第3章第3節「活動体制の確立」】

(9) 村の組織改正を踏まえた修正

(災害対策本部規程改正(平成30年3月)に伴う修正)

①課の統廃合を踏まえた修正(7部10班から16部16班の体制へ修正)

現行		修正案	
部名	班名	部名	班名
総務部	総務班	総務部	総務班
		<u>財政部</u>	<u>財政班</u>
		<u>税務部</u>	<u>税務班</u>
防災部	災害対策班	<u>災害対策部</u>	災害対策班
	<u>広報班</u>	<u>政策推進部</u>	<u>政策推進班</u>
産業部	<u>農林水産商工班</u>	<u>農林水産部</u>	<u>農林水産班</u>
	建設班	<u>建設部</u>	建設班
福祉部	<u>避難所対応班</u>	福祉部	福祉班
	健康班	<u>健康部</u>	健康班
		<u>子ども支援部</u>	<u>子ども支援班</u>
		<u>住民部</u>	<u>住民班</u>
		<u>会計部</u>	<u>出納班</u>
教育部	学務班	<u>学務部</u>	学務班
		<u>社会教育部</u>	<u>社会教育班</u>
企業部	上下水道班	<u>上下水道部</u>	上下水道班
消防部	消防班	消防部	消防班
7部	10班	16部	16班

_____ : 新設 ~~~~~ : 廃止 _____ : 名称の変更

【第3章第3節「活動体制の確立」】

②課の統廃合等を踏まえた分掌事務の修正

- ・ 総務部の輸送車両対策、燃料対策、応急対策予算、義捐金を、財政部に修正
- ・ 総務部の税の減免対策を、税務部に修正
- ・ 広報班の住民広報等対策を、総務部に修正

- ・ 農林水産商工班の商工業対策、食料・日用品等の確保及び輸送対策を、政策推進部に修正
- ・ 避難所対応班の乳幼児等対策を、子ども支援部に修正
- ・ 広報班の住民相談対策を、住民部に修正
- ・ 総務部の災害関係経理を、会計部出納部に修正
- ・ 教育部の文化財対策を、社会教育部に修正

【第3章第3節「活動体制の確立」】

③各部における応援体制の強化

- ・ 各部の分掌事務に、他部の実施事項の応援について明記

【第3章第3節「活動体制の確立」】

④理事制の廃止を踏まえた修正

- ・ 各部長については各課長が、各班長については各課長補佐が行い、全部長を災害対策本部員とする

【第3章第3節「活動体制の確立」】

(10) その他の修正

①放射線防護対策施設の記載を追記

(原子力災害対策事業費補助金交付要綱の反映)

- ・ 村は、避難及び一時移転等に時間を要する要配慮者等が活用する放射線防護対策施設について、県等と連携し、実施可能な施設をあらかじめ調査し、その整備及び具体的な屋内退避体制の整備に努めること

【第2章第8節「避難収容活動体制の整備」】

【第3章第4節「屋内退避、避難収容等の防護活動」】

②記載の明確化、字句の修正等